

公的研究費の不正使用防止について

令和4年度



不正使用の種類

○架空発注と預け金

- ・ 業者に架空の請求書を提出させ、大学から振り込まれた代金を業者に管理させ、伝票とは異なる物品や役務の提供を受けたり、金券等を受領したりすること。

○架空人件費（カラ謝金・給与）

- ・ 出勤表等を捏造、改ざんすることなどによって、謝金の水増しや架空の雇用者の給与を請求すること。

○旅費の水増し請求等（カラ出張）

- ・ 旅費の支払いに係る書類を捏造、改ざんすることによって、日程の水増しや架空の出張に係る旅費を請求することなど。

不正使用の種類

○期ずれ

- ・ 例えば、3月25日に購入した物品等の代金を、4月10日に納入したと偽り、翌年度の研究費から支出すること。

(納品日の改ざん)

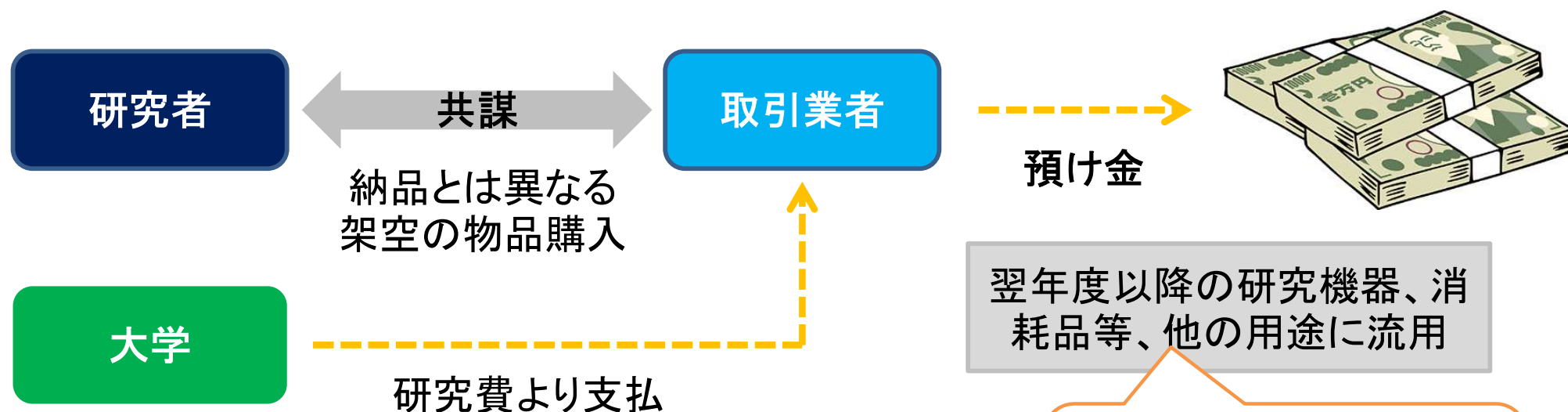
※請求書類には必ず日付を記載してください。(空欄は×)

○還流行為

- ・ 大学から学生等に支給された給与や謝金などを研究室等に回収させ、研究又は私的に流用すること。

架空発注と預け金による不正の例

架空発注により取引業者に預け金を行う行為は研究費の不正使用に該当します。



私的流用の有無に関わらず一律に不正使用に該当します！

不正発生の要因分析

- ・ 使用年度、用途に関らず、研究費を自由に使用したかった
- ・ 研究者と取引業者の密接な関係
- ・ 公的資金(国民の税金)であるという認識の欠如
- ・ 規則に対する遵守意識の欠如

処分等

- ・ 研究費の返還命令
- ・ 10年の競争的資金への申請及び参加資格制限(私的流用の場合)
- ・ 懲戒処分等大学内での人事処分
- ・ 関係業者に対して一定期間の取引停止(HP等で公表)

重要なポイント

繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能だった。

不適切な行為

不正使用以外に、以下のようなことは不適切な行為とみなされます。

○分割発注

- ・ 本来は1件の調達案件を意図的に分割して発注すること。

(例えば33万円のシステムを22万円と11万円に分割して発注)

※業者側も処分される場合もあります。

○目的外使用

- ・ 研究費で購入した物品等を、本来の研究課題以外の目的に使用すること。

◆不正に伴い資金配分機関が行う処分

「個人」に対する処分だけではなく、「研究機関」が資金配分機関から処分を受けることも

- 研究費不正が確認された研究活動に関する研究費の一部または全額の**返還**
- 研究機関に対する間接経費の**減額査定**

◆不正に関与した取引業者が受ける処分

- 不正に関与した場合は取引停止
- 全ての文科省機関等での取引停止処分及びホームページ等での処分公表 等
(平成31年1月から全省庁で情報共有されることとなりました。)

「科学研究費助成事業公募要領等説明会」資料より

○不正使用の事例

- 業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- 業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- 学生に対し、実際に業務をしていない日を含めて虚偽の出勤表や業務従事日誌を作成するよう指示し、当該機関から学生に対して賃金を支払わせた。さらに学生に対して賃金を還流するよう指示した。
- 非常勤講師として授業を担当している出張先機関からの旅費受給に加え、出張先の教員と共同研究を実施すると偽って、共同研究のための旅費を所属機関に請求した。